

【警報】保育施設（保育園・認定こども園）の臨時休園措置について

羽曳野市こどもえがお部こども保育課

大阪府羽曳野市に、暴風警報・大雨警報・洪水警報・特別警報が発令された場合、下記のとおり保育施設（保育園・認定こども園）の臨時休園措置を行います。

1. 午前7時時点で警報が発令されている場合
保育施設（保育園・認定こども園）は休園とする。
ただし、午前10時までに警報が解除された場合は、保育を必要とされる方に限って正午から保育を開始する。
ただし、給食の提供は無しとする。
2. 午前10時時点で警報が発令されている場合
保育施設（保育園・認定こども園）は終日休園とする。
3. 午前7時以降に警報が発令された場合
警報発令時から休園の措置を行いますので、既に登園している児童については、至急お迎えをお願いします。
午前10時までに警報が発令された場合は、給食の提供は無しとする。

※警報が発令されていない場合でも、天候の状況により危険が予想される時や緊急事態には、こども保育課の指示に従い保育施設（保育園・認定こども園）より保護者に連絡することがあります。

※「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表される警報であり、例えば「東日本大震災」における大津波や、「伊勢湾台風」の高潮、「令和元年東日本台風」の大雨等に匹敵する災害が予想される場合等に発表の対象となります。

令和7年4月1日改正